

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

き い さんち れいじょう さんけいみち
紀伊山地の霊場と参詣道

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

みえけん くまのし おわせし たいきちょう きほくちょう みはまちょう きほうちょう
三重県 熊野市 尾鷲市 大紀町 紀北町 御浜町 紀宝町

ならけん ごじょうし よしのちょう かわかみむら くらたきむら てんかわむら かみきたやまむら しもきたやまむら
奈良県 五條市 吉野町 川上村 黒滝村 天川村 上北山村 下北山村

とつかわむら のせがわむら
十津川村 野迫川村

わかやまけん たなべし しんぐうし なちかつうらちょう くだやまちょう かつらぎちょう こうやちょう
和歌山県 田辺市 新宮市 那智勝浦町 九度山町 かつらぎ町 高野町

しらはまちょう すさみちょう
白浜町 すさみ町

3. 記載年

2004年

4. 評価基準

(ii). (iii). (iv). (vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡、文化的景観

6. 資産に影響を与える要因

顕在的事項

- ・世界遺産熊野本宮館が設置されており、好影響である。
- ・飛来する黄砂やPM2.5等の大気汚染物質は、構成資産の保全にとって悪影響をもたらすと考えられるが、対処の方法がない。

- ・不法投棄と思われる固形廃棄物がバッファゾーン内でみられる。今後、対応を検討していく必要がある。
- ・古来より構成資産周辺で行われてきた農業が文化的景観に結びついており、好影響である。
- ・農業の機械化により、農機具の稼働・運行が散見されるが、やむを得ないと考えられる。
- ・ドメスティケーションの初期段階は構成資産周辺において長期に形成された人間と植物の良好な関係であり文化であり、好影響である。
- ・イノシシの捕獲が行われている。積極的な狩猟ではなく、構成資産内・周辺の土地を損壊する害獣の駆除に伴うものであり、好影響である。
- ・林業施業等により山林の植生及び森林景観が保持されており、好影響である。
- ・林業の衰退により景観及び管理上の影響が懸念される箇所がある。今後、協議していく必要がある。
- ・風による破損が生じており、対処方法の検討が必要である。
- ・湿度が高いことが要因となり、木造建造物である構成資産に悪影響を及ぼしている場合がある。今後、対処方法の検討が必要である。
- ・毎年冬季になると山間部独特の低温現象が生じ、凍結による地盤崩壊等の悪影響がある。自然現象であり、対処の方法はない。
- ・日光により、木造建造物の褪色が進んでいる。対処方法を検討する必要がある。
- ・宗教活動・祭式・伝統行事等が現在も継続して実施されており、好影響である。
- ・遺産保護と追加登録への取り組みを行っており、好影響である。
- ・モラルの低い来訪者がゴミを捨てていく事例がある。対処方法を検討する必要がある。
- ・隣接する田畑での農作物の盗難事例がある。対処方法を検討する必要がある。
- ・台風、強風による倒木、根起きが生じている。対処方法の検討が必要である。
- ・降雪による倒木が生じている。対処方法の検討が必要である。
- ・地滑りによる構成資産の損壊が生じている。対処方法の検討が必要である。
- ・山口大学による那智山地域の雨量の測定が行われており、好影響である。
- ・年単位の世界遺産モニタリングだけではなく半期単位の文化財パトロールが行われており、好影響である。
- ・ボランティア等による維持管理活動が実施されており、好影響である。
- ・き損等に関しては可能な限り速やかに修理計画・保存整備計画等を策定し実行している。
- ・管理車輛が接近できない箇所がある。また、台風・大雨後の巡視人員の確保が困難になっている。対処方法の検討が必要である。
- ・参詣道からの景観を意識した景観計画の策定を進めており、好影響である。
- ・バッファゾーン外において、宿泊施設が建設されている。来訪者が快適に学習を行うことに役立っている。資産からは距離があり、景観にも十分に配慮されているので乱開発につながるものではない。
- ・将来において、学習やイベント時による景観の阻害を回避するための臨時駐車

場が設置された。

- ・規模の大きいホームセンターが進出している。
- ・果樹の生産ルートと県道認定道路が一部存在するため、車輛通行上の整備・改修が望まれる。
- ・通行車輛及び来訪者の安全確保が望まれる。
- ・過疎化、高齢化が進み、伝統的な生活の在り方や知識体系の変化が懸念される。
- ・台風 12 号により、資産である熊野那智大社本殿・那智大滝・那智原始林・熊野参詣道に多大な被害が生じた。
- ・農地転用の問題は、構成資産や周辺部で例は少ないが、町内では後継者不足で転用やむなしの場合がある。
- ・ダム堆積汚泥排出による熊野川汚濁の問題がある。
- ・携帯電話会社による基地局の建設は、通信エリアが拡大される一方で景観上の問題も指摘される。
- ・最近では、太陽光発電パネルの設置も景観上問題視され始めている。
- ・峻しい登山道での登山者の滑落や遭難等による怪我が起こっている。
- ・小辺路の十津川村内で参詣道を横断する林道建設の計画があるが、不許可の方向で調整する。

潜在的事項

- ・老朽化した青岸渡寺の宿坊の建て替えが行われた。以前のものとはほぼ同じ意匠で色彩も景観に配慮されている。
- ・一部の地域においては、小学校廃止による空き校舎を地域がその使用について行政と協議し決定していくようになっており、世界遺産の保全に資する施設としての活用が期待される。
- ・農地転用の問題が懸念される。現段階では構成資産内・周辺では少ないが、今後、後継者不足で転用せざるをえなくなることも懸念される。
- ・レッドデータブックに掲載されている野生植物もあり、今後、乱獲が行われる懸念がある。
- ・平成 16 年に丹生都比売神社境内の杉を薬剤により枯死させた事件があり、同様の事件が生じる懸念がある。
- ・尾鷲市八鬼山道において、石造物やバッファゾーンの立木などに、世界遺産登録に関する抗議文がペンキで記された。平成 22 年度に抗議文は消去されたが、地権者は将来にわたって抗議活動を継続する意志を示している。
- ・今後も台風被害が懸念される。
- ・今後、集中豪雨により崩落・クラック等が生じることが懸念される。
- ・紀伊半島沖地震の発生による構成資産の損壊が懸念される。
- ・地滑りによる参詣道の崩落が懸念される。
- ・大辺路富田坂の安居辻松峠周辺にトイレ整備計画がある。富田坂は、草堂寺から安居の渡しまでの区間（約 14km）に、仮設トイレ 1 基のみであり、来訪者に不便な状況である。

- ・老朽化した住宅等の建て替え等による景観への影響が懸念される。
- ・コアゾーンにおけるトレイルランニングの急増により、地元住民の一部は歩行を原則とする登録時の評価を貶めるものであるとして、反対の意向を表明している。
- ・カシノナガキクイムシによる古道沿いの樹木の穿孔被害が確認されている。一部については、被害拡大防止策として県林業試験場の指導のもと薬剤を注入している。

7. 保存管理体制の状況

本遺産を構成する資産（コア）は、「文化財保護法」に基づき、史跡、名勝、天然記念物、国宝、重要文化財の何れかに指定されており、適正に保存管理されている。

また、資産の周囲の緩衝地帯（バッファゾーン）は、「自然公園法」をはじめ、各県の「自然公園条例」や「景観条例」、市町村の「歴史的景観保護条例」等により、一定以上の規模・内容の現状変更等については、事前許可等を要する保護規制の網がかけられている。（例、「世界遺産保全推進協議会」等）

こうした法令の運用にあたっては、国の指導のもと、資産の所在する県や管理団体である市町村が、本遺産の顕著な普遍的価値（OUV）を認識したうえできめ細やかな対応を行っている。

加えて、本資産は三県にまたがることから、各県の知事を会長、副会長とする『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』を置き、保存と適切な活用について、「専門委員会」及びオブザーバーである関係省庁の意見を仰ぎ、緊密な協力体制を維持している。

8. 保護措置

【国関係】

- ・『文化財保護法』
※昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号

【三県関係】

- ・『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』 平成 18 年 1 月策定
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的保存管理計画
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三重県保存管理計画（分冊 1）
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画（分冊 2）
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画（分冊 3）
※平成 16 年に第 28 回世界遺産委員会が「世界遺産一覧表」への記載に際して策定を求めた個々の構成資産と周辺地域に関する「詳細な保存管理計画」で、平成 18 年 1 月末にユネスコ世界遺産センターに提出し、同

年7月開催の第30回世界遺産委員会で承認された。

【県関係】

- ・『和歌山県世界遺産条例』 平成17年3月制定
※世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存及び適切な活用について、基本理念や県及び県民等が担う役割を定めている。
- ・『和歌山県景観条例』 平成20年3月制定
※緩衝地帯に適用

【市町村関係】

- ・『尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例』 平成14年6月制定 平成19年3月27日改正 ※緩衝地帯に適用
- ・『高野町景観条例』 平成20年12月制定
※世界遺産の構成資産である「霊場高野山」の周辺地域の町並み及び寺院境内を「高野山景観地区」とし、また、構成資産「高野山町石道」及び「熊野参詣道（小辺路）」の一部の周辺地域を「町石道・小辺路周辺準景観地区」として規制強化し、文化的景観の保全とより良好な景観形成を目指す。

9. 予算措置

県名	予算額（単位：千円）
三重県	26,897
奈良県	303,878
和歌山県	504,999
合計	835,774

- ・過去5ヶ年度の予算額の合計である。（平成21年から平成25年度）
- ・コア及びバッファに関する保存管理事業に限定している。

10. 来訪者の状況

県名	人数（単位：千人）
三重県	1,158
奈良県	13,728
和歌山県	50,974
合計	65,861

- ・過去5ヶ年度における資産への来訪者数（平成20年度から平成24年度）
- ・奈良県南部観光客数（「奈良県観光客動態調査報告書」による）
- ・和歌山県は、世界遺産登録地域の観光客数（「和歌山県観光客動態調査報告書」による）
- ・三重県は、熊野参詣道への来訪者数（東紀州地域振興公社が算出）

11. その他

特になし